

労働条件特別相談窓口の設置について

経済情勢の悪化等の影響により、雇用情勢は下降局面にあり、派遣労働者や有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者を中心に解雇や雇止め等が行われている状況がみられるなど、労働者を取り巻く状況は今後一段と厳しさを増すことが予想されます。

このため、和歌山労働局において、現下の経済情勢から生じる様々な労働条件や労務管理に係る問題についての相談に対応するため、『労働条件特別相談窓口』（以下参照）を設置し、労働者、事業主等から相談を受けることとしており、解雇、雇止め等について、労働基準関係法令上の問題が認められない場合であっても、事案に応じて、労働契約法や裁判例等の情報を提供すること等としております。

【労働条件特別相談窓口】

名 称	所 在 地	電 話 番 号
労働局総合労働相談コーナー (和歌山労働局総務部企画室内)	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎3階	073-488-1020
和歌山総合労働相談コーナー (和歌山労働基準監督署内)	〒640-8582 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎1階	073-488-1200
御坊総合労働相談コーナー (御坊労働基準監督署内)	〒644-0011 御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571
橋本総合労働相談コーナー (橋本労働基準監督署内)	〒648-0072 橋本市東家6-9-2	0736-32-1190
田辺総合労働相談コーナー (田辺労働基準監督署内)	〒646-8511 田辺市明洋2-24-1	0739-22-4694
新宮総合労働相談コーナー (新宮労働基準監督署内)	〒647-0033 新宮市清水元1-2-9	0735-22-5295

<参考資料>

- ・ [厳しい経済情勢下での労務管理のポイント](#)
- ・ [有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン](#)
- ・ [労働契約法のポイント](#)